

## 渡邊さん本人訴訟

### 第4 回口頭弁論開催!

#### 誰が、どんな報告したのか? 陳述書で明らかに?!

1月30日、渡邊さんの本人訴訟の第4回口頭弁論が大阪地裁で開催されました。今回、会社側は4月末までに「渡邊さんの24年度年末手当のカットの事由となっている25件の非違行為に対し、管理者（延べ9名）、25年度夏季手当のカットの事由となっている16件の非違行為に対して、管理者（延べ5名）の陳述書を提出する」ことになりました。

この陳述書を書く管理者は、当然のこと渡邊さんに注意指導したとする現場の管理者となります。これで会社が5W1Hで管理者から報告があったという事象が、Who（だれが）What（何を）When（いつ）Where（どこで）Why（なぜ）How（どのように）で明らかにされることとなります。

#### 陳述書を書く管理者のみなさん!

陳述書を書いて逃げるのではなく、証人となって全員が法廷に立って証言してください。白か黒かはっきりさせましょう。非違行為を注意指導したというのなら堂々と証言してください。是非お待ちしております。

#### 提出書証はこれ以上ありません!

今回、会社側弁護士(中山達夫弁護士)は4月末までに管理者の陳述書の提出を決める時、「管理者のメモ等も提出するかどうかも検討する」と言っていました。あれ~おかしいですね?!第3回口頭弁論では「提出書証はこれ以上ありません」と言っていましたよね。ちゃんと調書に記載がありますよ。まさか『メモ』は書証ではないなんて言わないですよ。

次回の期日は、5月22日(金)14時~大阪地裁611号法廷です。

組合員の皆さん傍聴お願いします!!